

2 市民への対応

市民への対応にあたり、男女平等や人権尊重の観点から性的指向や性自認に関する配慮が求められます。

一人ひとりの考え方が異なるように、性的指向や性自認も人それぞれであるため、全ての職員が普段から性的指向や性自認について配慮する意識を持ち、日常的な来客対応、電話対応、相談等にあたらなければなりません。

府中青年の家事件

同性愛者の団体に対し、東京都が「青少年の健全な育成に悪い影響を与える」として宿泊施設「府中青年の家」の利用を拒絶した事件

～平成2年に公共施設利用を拒否された同性愛者の団体が提訴した裁判の判例～

平成9年9月16日 東京高裁平成6年（ネ）1580号 抜粋

「・・・都教育委員会を含め行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れたきめの細やかな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されるものと言うべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使にあたるものとして許されないことである。」

（1）窓口・電話での対応

- ① 窓口等で、保険証や住民票、戸籍抄本、マイナンバーカードなどを提示された際には、書類上の性別と本人の外見や声、仕草などの性別が必ず一致するという概念をなくし、性的指向や性自認は多様であることを意識して対応することが必要です。

具体的な対応について

- ◆ 本人が、誤って他人の書類を持ってきていないかを確認する。
確認する際は書類等を指差し、「この書類で間違いありませんか。」「こちらでよろしいでしょうか。」と尋ね、性別や氏名が周りに分からないよう配慮する。
また、本人確認をする必要がある場合には性別や名前だけではなく、住所や生年月日等で確認を行う。
- ◆ 窓口で呼び出す場合は番号等が望ましいが、番号等での呼び出しが難しい場合には氏名を呼ぶにしても苗字だけにするなど周囲に性別が判明しないように配慮する。
- ◆ 必要があれば筆談を加えるあるいは可能な範囲で個室等のプライバシーの守られる場所で対応する。
- ◆ 配慮が必要と思われる市民を一連の手続きで他部署へ引継ぐ場合には、引継ぎ先で本人に再度、性別等を確認しないように、しっかりと引継ぎを行う。

- ② 電話対応を行う場合には、性的指向や性自認などが電話の相手の周囲に気づかれないよう配慮することが必要です。また、「身体の性別と性自認が一致」、「パートナーは異性」といった固定観念を持たずに対応することも必要です。

具体的な対応について

「～についてお聞きしてもよろしいでしょうか。」

「～ということでもよろしいでしょうか。」

「お答えしにくい場合は、言わなくて結構です。」

等の言葉を使い、相手の意向を確認しながら対応し、声の印象だけで相手の方の性別やパートナーの性別を決めつけないようにしましょう。

- ③ 同性パートナー間での暴力が起こる可能性もあることから、対応方法を想定しておく必要があります。また、専門的な相談が必要な場合は、相談先へつなぎます。（相談先は17～18ページ参照）
- ④ 性別や関係性を決めつけるような表現は避ける必要があります。例えば、子どもの親が同性カップルの場合など、いろいろな場合があります。

具体的な対応について

- ◆ 夫、妻、旦那、奥様、彼氏、彼女 ⇒ パートナー、配偶者、おつれあい、お付き合いされている方
- ◆ お父さん、お母さん ⇒ ご家族の方、保護者の方
- ◆ 息子さん、娘さん ⇒ お子さん



(2) 各種申請書・公的証明書類等の性別欄の取扱い

自認する性は人それぞれであるため、法的に義務付けられたものや、事務を行う上で必要であるものを除いて、各種申請書・公的証明書類等の性別欄を削除できないか検討する必要があります。また、性別欄の削除について検討する際には、以下の観点から行うようにします。

- ・ 男・女の違いを明確にする合理的な理由があるか。
- ・ 本人確認をする上で、性別による確認が必要か。

各種申請書・公的証明書類等に性別欄を設ける場合は、可能な限り男女の性別を選択するだけの形式ではなく、自認する性を記入する形式に変更するなどの配慮が必要です。

具体的な対応について

- ◆ 性別 ①男 ②女 ③ () ※自認する性を記入してください。
- ◆ 性別 () ※自認する性を記入してください。

※性別を知る目的に応じて「自認する性を記入してください。」を「身体の性を記入してください。」に変える必要があります。

苫小牧市の各種申請書の性別欄について

令和2年7月現在、苫小牧市には705の各種申請書があり、そのうち209が男・女の性別欄のある申請書となっています。209の申請書のうち79.9%が男・女の性別を選択するだけの形式となっていますので、今後、これらを「男・女以外を選択できる形式」「自認する性を記入する形式」に変更していくことの検討が必要です。また、209の男・女の性別欄のある申請書のうち45.0%は「性別欄の削除が可能」あるいは「性別欄の削除の検討が可能」となっており、これらについては、性別欄の必要性について検討していくことが必要です。

(3) 公共施設の利用

自認する性は人それぞれであるため、トイレや更衣室等などの設備利用に関しては、本人の意思をなるべく尊重しながら他の利用者との調整を図っていく必要があります。

例えば、トイレの利用にあたっては、性別の区別のない「多目的トイレ」等の設置も有効ですが、「多目的トイレ」の利用のみを強要し、利用者が希望する設備の利用を認めないことは不快感を与える可能性がありますので、それぞれの状況により配慮することが必要です。

また、トイレや更衣室等などの設備利用については、意図しないところで第三者へ性的指向や性自認を伝えてしまうアウトティングにつながることもあるので十分に注意する必要があります。

コラム 本人の意図しないところでのアウトティングって？

公にしたくない性的指向や性自認について、自ら望む相手以外に知られることは、プライバシーの侵害や差別の助長・ハラスメントにつながり、甚大な精神的苦痛を被ることがあります。そのため、トイレや更衣室等の利用によりアウトティングしないよう注意しなければなりません。また、カミングアウトされた職員が業務上の都合等でその人の性的指向や性自認について他の職員と共有をしなければいけない場合、アウトティングとならないよう、必ず本人から合意を得るようにしなければなりません。

今後、公共施設を新設あるいは改修する際には、多様な性について配慮した整備を検討していく必要があります。

具体的な対応について

- ◆ 男女共用の「多目的トイレ」等を設置する。
- ◆ 申出があった場合に更衣室等として利用できる「多目的室」を設置する。

(4) 災害時の対応

災害時には普段と違う対応が多いことから、性的指向や性自認の多様性を忘れがちになることが想定されます。したがって、あらかじめ災害時に性的少数者に想定される課題を整理することや被災者の中に性的少数者が一定程度いることを理解し、対策を検討しておく必要があります。

具体的な対応について

◆ 必要な配慮

- ・多目的トイレの利用について（着替えや体の清拭にも利用するため他の利用者との調整が必要）
- ・物資の支給について当事者の性的指向や性自認を尊重し、当事者が欲するものを支給できるようにすること
- ・性別に関わらず、プライベート空間を確保すること
- ・避難所を運営する側が、性的指向や性自認の多様性を理解し、相手の気持ちを汲み取る

◆ 想定される課題

- ・本人の意図しないところでのアウティングの危険性
- ・周囲の理解不足、偏見
- ・更衣室、共同浴場、トイレなどの設備の利用について他の利用者との調整が難しいこと
- ・物資について当事者が欲するもの（衣類、化粧品等）が受け取れない場合があること

3 職場での対応

誰もが働きやすい職場にするには、差別やいじめ、ハラスメントを無くすことが大切です。LGBT当事者は8～10%いるといわれており、カミングアウトの範囲も人によって様々であるため、職場にLGBT当事者がいるかもしれないという意識を持ち、何気ない言葉や態度が自分の意図にかかわらず、相手にとってハラスメントになりうることに注意しましょう。また、性的指向や性自認により、業務内容を制限したり、採用・不採用を判断したりしないよう徹底することが重要です。

(1) 職場内での言動

性的指向や性自認は個人の尊厳にかかわる大切な問題です。誰もが個人として尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現のためにもホモネタ、レズネタ等の性的指向や性自認を揶揄する発言は絶対にしてはなりません。また、二人称、三人称に気をつけ、「彼女」、「彼」を使わないようにする気づかいも必要です。

コラム 当事者が不快に思う言葉

- ・ ノーマル、アブノーマル、ホモ、レズ、おなべ、おかま、オネエ、あっち系、男らしく・女らしく
- ・ 結婚や出産が前提になっている話題、恋愛やパートナーの話題になった際「彼女や妻（彼氏や夫）はいるの」などパートナーは異性であると決めつけた会話 など

(2) 職場での業務内容

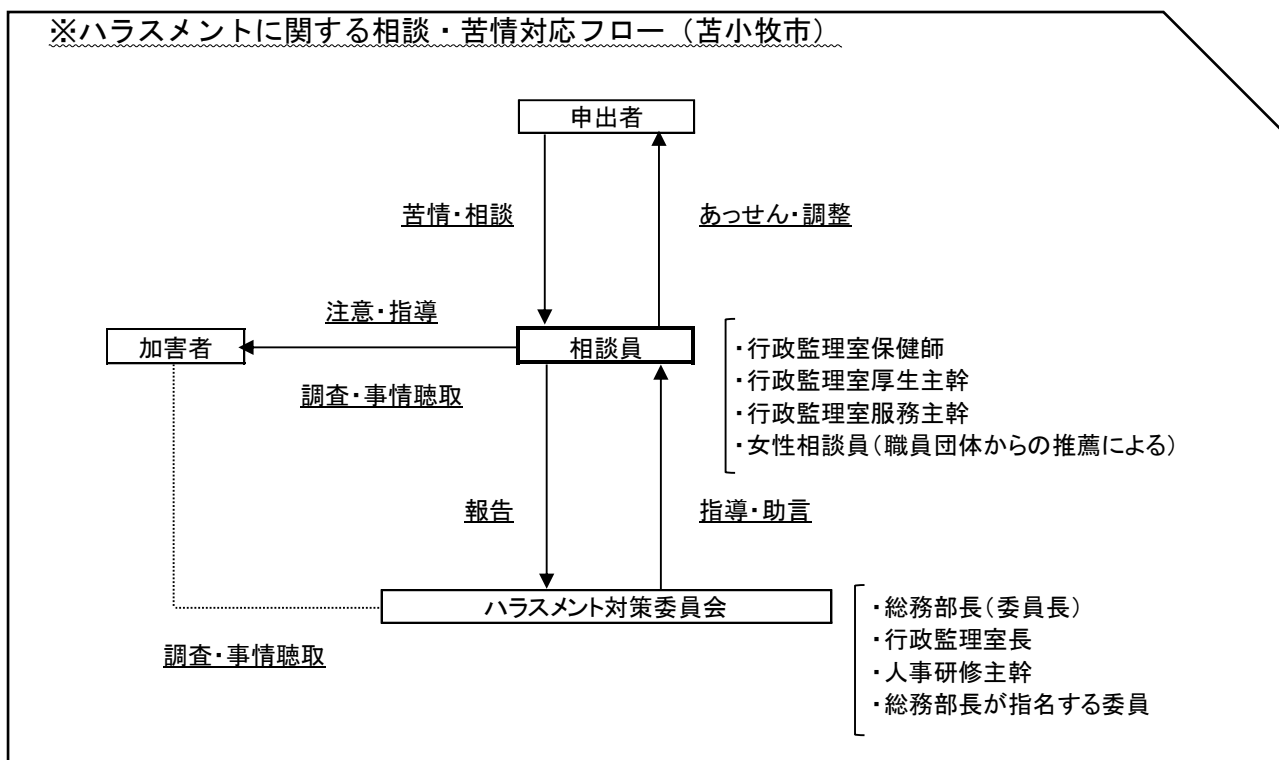
職場での業務内容は、その人の経験や知識、適正等によって決定すべきであり、性的指向や性自認によって決定すべきではありません。

(3) ハラスメントへの対応

- ①「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）の改正で一般的なハラスメントと同様、LGBTに対するハラスメントも禁止されることが明示され、周知徹底されました。（平成29年1月1日施行）

公務員のハラスメント防止対策としては、労働施策総合推進法の改正により、事業者の雇用管理上の措置義務の一環として、人事院規則10-16（令和2年6月1日施行）が制定され、ハラスメントの防止に関する項目が新設されました。また、人事院規則の制定に伴い、懲戒処分の指針について一部改正（令和2年6月1日施行）が行われ、ハラスメントを行った場合、懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）の対象となる項目が新設されました。

②ハラスメントを受けていると感じたら、ハラスメントが行われた日時、内容等を記録し、上司や同僚等に相談することが必要です。上司や同僚等に相談しても解決することが困難な場合は相談員（行政監理室（保健師・厚生主幹・サービス主幹等））に相談し、それでも解決することが困難な場合には、公平かつ適切に処置するため「ハラスメント対策委員会」に対応してもらうようにします。



③ハラスメントを目撃したら、まず、注意することが重要ですが、ハラスメントの相談を受けた場合には、本人のプライバシーに配慮しながら本人の話をよく聞き、相手に寄り添いながら迅速に対応することが大切です。また、本人の性的指向や性自認について、周囲との情報共有が必要な場合は、必ず本人の同意を得た上で行き、関係者以外に個人情報知られることがないように徹底します。

コラム もしカミングアウトされたら

自分の性的指向や性自認をカミングアウトされたら、相手の気持ちを受け止めることが必要です。「話してくれてありがとう。」など相手を尊重するようにしましょう。

また、本人の同意を取らずに周囲の人に伝えることは重大な人権侵害になるので、絶対にはいけません。

苫小牧市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱 より抜粋

(趣旨)

第1条 この要綱は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第21条第1項の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針

第1 セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項

1 意識の重要性

セクシュアル・ハラスメントをしないようにするためには、職員の一人一人が、次の事項の重要性について十分認識しなければならない。

- ・ お互いの人格を尊重しあうこと。
- ・ お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- ・ 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- ・ 女性を劣った性として見る意識をなくすこと。

パワーハラスメント防止対策

・ パワーハラスメントの定義（人事院規則10-16第2条）

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

・ パワーハラスメントの禁止（人事院規則10-16第5条第1項）

職員は、パワーハラスメントをしてはならない。

・ 管理監督者の責務（人事院規則10-16第5条第3項）

管理又は監督の地位にある職員は、パワーハラスメントの防止のため、良好な勤務環境を確保するように努めるとともに、パワーハラスメントに関する苦情相談が職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

・ 苫小牧市の関係規程

- ・ 苫小牧市パワーハラスメントの防止等に関する要綱
- ・ 苫小牧市パワーハラスメントの防止等に関する要綱の運用方針
- ・ パワーハラスメント対策の指針
- ・ パワーハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針

(4) 採用時の対応

採用の可否は、知識やスキル、仕事の適正などにより判断すべきであり、性的指向や性自認によって判断するべきではありません。

また、面接時には、性的指向や性自認は人それぞれ違うという認識のもと、髪形・服装をはじめとする容姿やふるまいなどについて、差別的言動や相手を傷つける行動をとらないよう注意することが必要です。そして、カミングアウトの範囲は人それぞれであるため、面接時にカミングアウトをしても本人の同意なしに第三者に共有することは控えてください。

※本ガイドラインは以下を参考に作成しています

- 法務省ホームページ
- 厚生労働省ホームページ
- 「性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン」
(第2版) (LGBT法連合会)

※本ガイドラインは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標であるSDGsの実現に寄与します

